

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童に理解させていきます。そして、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることをめざします。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を行います。そして、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人物を育てます。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと。いじめを認識しながらこれを放置しないこと。いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること。これらを理解させるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと考えます。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景の事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育（児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。）
- 人権教育の推進（人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。）
- 体験活動の推進（集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。）
- 道徳教育の推進（特別の教科道徳の教科書を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。）
- ポジティブ教育の推進（児童生徒に「幸福を自ら創り出していく力」を育てることと、「持続可能な幸福を育む学校づくり」を目指すとともに、児童の自己有用感や学級への適応感を高める。）
- デジタルシチズンシップ教育（インターネット活用による被害やいじめについて学習し、被害やいじめが起こらないようにします。）

(2) 学校評価への位置づけ

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。
- いじめ防止等の取組（環境作り・マニュアルの実行・アンケート・個人面談・保護者面談・校内研修等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価します。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。
- 児童が学校いじめ対策組織の存在、活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを把握します。
- 評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。

※評価項目

(教職員)

- ・意識調査や学校評価アンケートを活用して、いじめや不登校の未然防止・早期発見に努める。
- ・インターネット、SNS、ゲームなどメディアの使い方やデジタルリシチズンシップについて指導する。
- ・明るく楽しい学級づくりを心がけ、相手を思いやる言葉遣いや行動ができる子に育つよう指導する。
- ・危機管理の意識を高くもち、命の大切さについて指導すると共に、安心・安全の確保に努める。

(児童)

- ・学校は楽しい。
- ・自分にはよいところがあると思う。
- ・学校で友達と仲良く協力して過ごすことができた。
- ・約束を守ってインターネットやSNS、ゲームができた。
- ・学校での出来事を家の人に話をしている。

(保護者)

- ・お子さんは、思いやりの心、親切な態度が育っている。
- ・家でインターネット、SNS、ゲームなどの使い方について約束を決め、フィルタリングを行っている。
- ・学校の様子がよく分かる。(お子さんの話、便り、ホームページ等で)

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

「ひいらぎ班」活動や幼小連携交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、デジタルシチズンシップ教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、被災児童等への理解を十分にし、必要な対応や支援を行うとともに、保護者との連絡、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができる教育を行います。

○道徳科はもちろん学校教育全体の活動で、児童がいじめの問題を自分のことととらえ、向き合えることのできるように支援を行います。

○弁護士を活用したいじめ予防授業を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候を見逃さないよう、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか本音を言語化できないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェック（アンケート）の活用

毎月、児童が生活を振り返るための自己チェック（いじめのアンケート）を行い、それを学級担任、生徒指導主事、教頭、校長が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭への電話連絡・訪問・アンケートなどを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や「まもり隊」との連携を進めます。そして、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による組織的な対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認した上、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携や教員の業務の明確化

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○児童・保護者アンケートの保管

児童や保護者アンケートでいじめに対する内容が書かれていた場合、そのアンケート用紙を児童が卒業するまでファイリングして保管し、再発防止に活用します。

○ネットいじめに関しては、スマートフォンの契約者である保護者と共に解決に導きます。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談・電話等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ対策基本方針やガイドラインにしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に（月2回）開催します。

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、低中高主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画を作成する。

- ・教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知する。
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるため「ひいらぎ班」による活動を推進する。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について教職員が共通理解を進める。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実践する。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくりを行う。
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成を行う。
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画を行う。
- ・児童の表情やしぐさをきめ細かく観察し、全職員で情報の共有化を図る。
- ・記録を保存する。（保存期間：３年）
- ・いじめを認知する。
- ・「いじめ対応サポート班」を設置する。
- ・教育委員会や関係機関等と連携する。
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検をする。
- ・学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

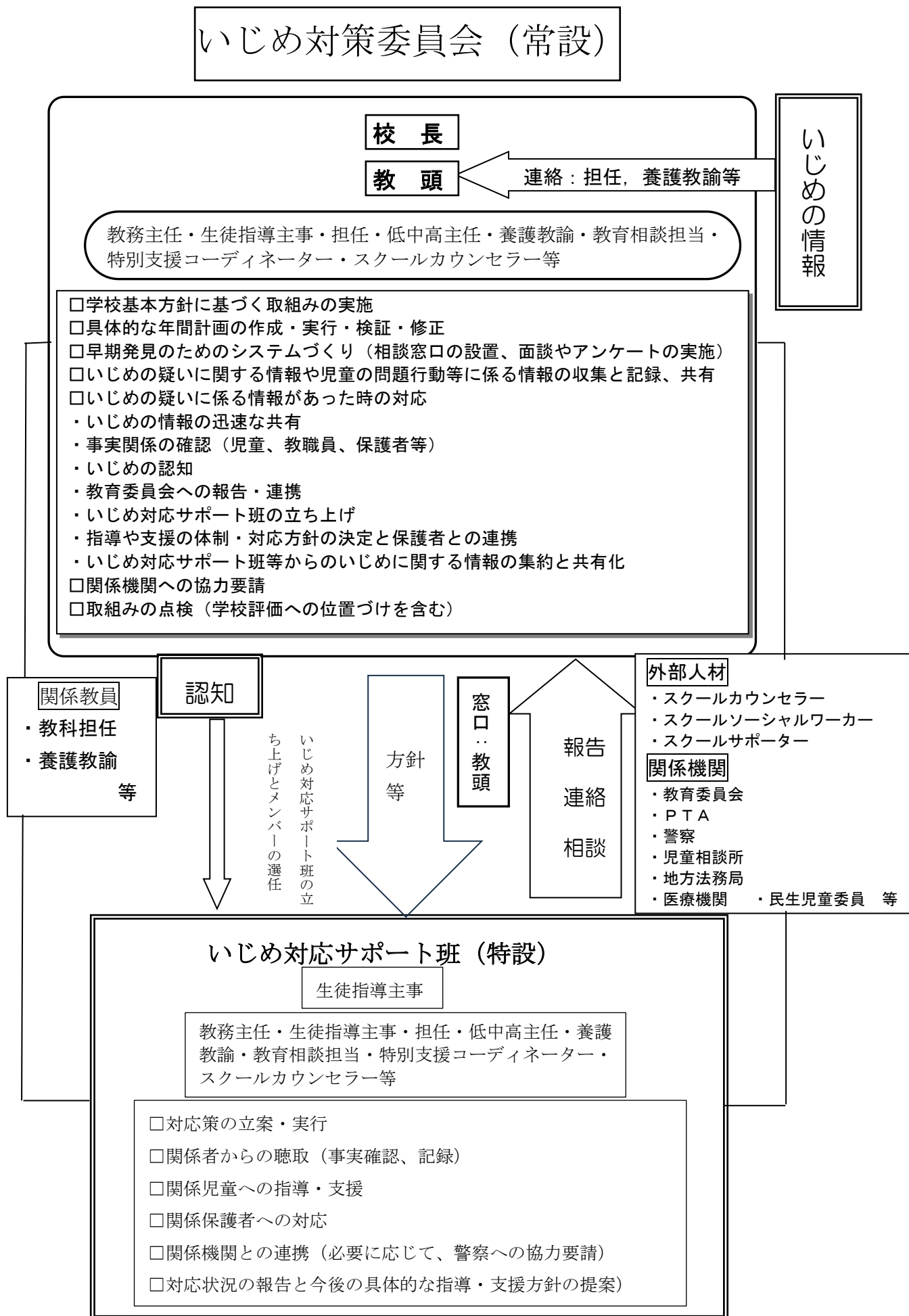
（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）生徒指導主事、教務主任、担任、養護教諭、教育相談担当、低中高学年主任（該当学年）、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴衆等による情報収集、記録
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害者児童への指導やその保護者への説明
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所、チャイルドセンターなどとの連携

(3) 片上小学校組織図



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議↓毎週の終礼 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・状況共有 PTA総会 ・基本方針の公表	いじめの自己チェック					
	いじめ対策サポート班 ・起きたときに即対応	縦割り活動始動 絆づくり（1年生を迎える会・自己紹介・レクリエーション・色別抽選会）リーダーの存在感 集団登校班会 自主的な活動 掃除					
5月	保護者宛HP ・基本方針の公表 ↓ いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有	学校たんけん ・低学年の絆づくり					
		いじめの自己チェック					
6月	研究推進・授業研究 ポジティブ教育、絆づくり、ユニバーサルデザインを意識した授業の在り方を公開授業形式での実施	校外学習 （自主的な活動・リーダー育成・協力絆づくり）					
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有	縦割り活動 体育大会に向けて （自主的な活動・リーダー育成・協力絆づくり）					
6月		幼稚園との交流 体育大会に向けて（協力絆づくり）					
		生き物観察会 体験的な活動・ 地域とのつながり					
6月		古墳見学 体験的な活動・ 地域とのつながり					
		いじめの自己チェック					
6月		デジタルシチズンシップ教育					
		前期学校評価アンケート調査（児童・保護者・教員）					
6月		1学期教育相談週間					
		宿泊体験学習 ・絆づくり ・自主的な活動					

〔7～9月〕

鯖江市片上小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・ アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・ 状況共有 ・ 夏季休業前指導 保護者会 ・ 情報や意見収集				デジタルシチズンシップ教育		
		縦割り活動 ひいらぎ班遊び セタ集会					
		いじめの自己チェック					
		メディアチェック週間 「文殊っ子の約束」作成・点検					
		生き物観察会 体験的な活動・ 地域とのつながり					
8月	いじめ対策委員会 ・ 学校評価アンケートの分析などをもとにした振り返りと2学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 ・ 1学期の振り返り ・ 2学期からの取組み ・ 教員の意識点検	片上知恵の盆（地域・PTAでつくる祭り） 体験的な活動・地域とのつながり					
9月	いじめ対策委員会 ・ アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・ 状況共有	夏休み作品展 ・ 自己肯定感・仲間への賞賛					
		いじめの自己チェック					
		稲刈り体験 体験的な活動・ 地域とのつながり					
		生活科交流学习 ・ 低学年の絆					
		連体合同練習 連合体育大会に向けて					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有					総合交流学习 高学年の絆	
		いじめの自己チェック					
		家庭での読書習慣づくり ・親子読書など					
					福祉体験	音楽合同学習 ・連合音楽会に向けて	
		生活科交流学习 ・低学年の絆					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有 授業研究 ・ポジティブ教育	幼稚園との交流		生き物観察会 体験的な活動・ 地域とのつながり 縦割り活動 校外学習 （自主的な活動・リーダー育成・協力絆づくり）		修学旅行 ・自主的運営 ・コミュニケーション活動の工夫	
		調理員さん・管理員さんへのお礼の手紙					
		児童アンケート調査					
		2学期教育相談週間					
12月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有 ・冬季休業前指導 保護者会 ・情報や意見収集					年賀状交流 ・地域のお年寄りとの交流	
		いじめの自己チェック					
		縦割り活動 ・クリスマス集会					
		メディアチェック週間 「文殊っ子の約束」作成・点検					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有 ・重点事項確認 ・2学期の振り返り ・3学期の取組み ・教員の意識点検	いじめの自己チェック 縦割り活動 ひいらぎ班遊び (自主的な活動・リーダー育成・協力絆づくり) 幼稚園との交流 幼稚園との交流					
2月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有 授業研究 ・ポジティブ教育 情報発信 ・学校評価アンケート結	後期学校評価アンケート（児童・保護者・教員） 全校なわとび大会 ・縦割り班による大縄跳び 新1年生を迎える会 3学期教育相談週間 守り隊のみなさんへのお礼の手紙					
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し 職員会議・毎週の終礼 ・状況共有 ・課題確認、計画確認 ・学年末、学年はじめ休業前指導	6年生を送る会（全校・縦割り活動） ・感謝の心・次の学年への自覚・自主的活動・絆づくり いじめの自己チェック 生き物観察会 体験的な活動・ 地域とのつながり 校内奉仕活動 ・手作り卒業記念品 メディアチェック週間 「文殊っ子の約束」作成・点検					